

チーム加盟料・競技者登録料 一覧（単位：円）

2024,3月

カテゴリー	チーム区分・[チーム詳細区分][選手年齢区分]	チーム加盟料		競技者登録料	
		JBA	県協会	JBA	県協会
U12	クラブ（9歳以下）	2,000	2,000	0	800
	クラブ（10歳以上）			800	800
U15	中学校（部活動）	5,000	5,000	1,000	1,000
	クラブ BクラブU15				
U18	高校（部活動）全日制	8,000	8,000	1,000	1,000
	高校（部活動）定時制 高等専門学校 クラブ BクラブU18				
一般	地域 オープン エンジョイ オーバーエイジ40 オーバーエイジ50 オーバーエイジフレンドリー40 オーバーエイジフレンドリー50・60 大学 専門学校 Bクラブ B1 Bクラブ B2 Bクラブ B3	20,000	20,000	2,000	2,000
	II種				

謝 金 等

1、謝金等について

労務の内容	支給対象者	対象経費限度額 (所得税込) ※審判謝金については、 所得税不要とする	備考
競技会	審判		JBAカテゴリーラインに準じる (公財) 熊本県スポーツ協会規程に準じる
	キッズ	1,000円/試合	
	U12 (ミニ)	1,000円/試合	
	U15 (中学)	1,000円/試合	
	U18 (高校)	1,000円/試合	
	大学・一般	2,000円/試合	
	ドクター	10,000円/日	
看護師	5,000円/日		
	トレーナー	10,000円/日	
審判講習会・研修会	B級更新講習会、A級 への推薦選考会	5,000円/日	※上記以外の謝金については、JBA審判インストラクター謝金一覧に準じる
	B級審査会	4,000円/日	
	C・D級更新講習会、 B級への推薦選考会	3,000円/日	
	C・D級審査会	3,000円/日	
コーチ養成講習会	C級コーチ養成講習 会	6,000円以内/時間	
	D級コーチ養成講習 会	6,000円以内/時間	
	リフレッシュ講習会	30,000円以内/日	
その他講習会・研修会	講師	30,000円以内/日	バスケットボール指導者及び外部専門家等

※この表適用に当たっては、支給対象者の区分に対応する謝金額の範囲内で、講師等の業務内容を考慮したうえで決定すること。

※育成事業、競技会事業で謝金の支給がない場合、交通費と日当の両方を支払うことは可能とする。
(謝金と日当の二重払は不可)

※リーグ戦形式の大会の審判謝金の額については、別途大会要項に定めることを可能とする。
ただし2,000円/1試合を上限とする。

2、この規則の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

附則 平成28年4月 1日施行
 平成29年9月11日改正
 平成30年4月16日改正
 平成31年3月18日改正
 令和 2年1月20日改正
 令和 2年5月30日改正
 令和 3年5月24日改正
 令和 4年5月26日改正
 令和 6年6月 4日改正

（別紙3）

競技会等に伴う体育館使用料基準について
（公的な体育館使用以外）

1. 各中学校体育館使用時

1大会に付1回
10,000円以下

2. 各高等学校体育館使用時

熊本県の規程通り、もしくは借用高等学校の管理者の判断によって 違いがあるので、その状況に応じての対応とするが、	
基本1日使用：公立高校5,000円以下	私立高校9,000円以下
半日使用：公立高校3,000円以下	私立高校5,000円以下
※オフィシャルの高校へ 5,000円以下/日の謝礼	

※支払先はバスケットボール部顧問代表者へ

平成30年5月23日理事会で承認
令和2年8月28日改正

大会の準備等及び大会の運営等で宿泊する際の宿泊費の取り扱いについての 申し合わせ

協会主催の大会等では、居住地から大会会場までの距離が長かったり、移動に要する時間が長時間であったりする際、大会準備及び大会当日に開催地に宿泊せざるを得ない場合がある。スムーズな大会運営に資するため今年度より以下の通り取り扱う。

記

- 1 宿泊費の支給については大会当日のみを原則とするが、次の場合に前泊を認め、宿泊費を支給する。
 - (1) 居住地から大会会場まで片道40kmを超える場合
 - (2) 居住地から大会会場まで片道の所要時間が1時間を超えると考えられる場合
 - (3) その他やむを得ない(宿泊に対する)事由がある場合

ただし前泊の宿泊費を支給する人数は1大会につき5名以内とする。

宿泊した者の交通費については1往復分(1回分)を支給する。

- 2 大会終了後の後泊については宿泊費を支給しない。

※必ず予算書と要項を提出すること(競技会申請に反映させる)

※1泊12000円(税・サービス料等込み)を上限とする

※宿泊先の領収書を提出

令和6年6月4日理事会 承認